

利用料金表

多床室用

令和4年10月1日現在

基準額 (2人部屋・3人部屋・4人部屋 共通)

第4段階 本人及び配偶者が住民税課税もしくは、預貯金等が基準額以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計 (31日分)
1	¥646 /日	¥1,445 /日	¥855 /日	¥91,326 /月
2	¥714 /日	¥1,445 /日	¥855 /日	¥93,434 /月
3	¥785 /日	¥1,445 /日	¥855 /日	¥95,635 /月
4	¥853 /日	¥1,445 /日	¥855 /日	¥97,743 /月
5	¥920 /日	¥1,445 /日	¥855 /日	¥99,820 /月

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

第3段階② 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計(課税年金+非課税年金)80万を超え、課税年金の総額が120万円以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 /日	¥1,360 /日	¥370 /日	¥73,656 /月
2	¥714 /日	¥1,360 /日	¥370 /日	¥75,764 /月
3	¥785 /日	¥1,360 /日	¥370 /日	¥77,965 /月
4	¥853 /日	¥1,360 /日	¥370 /日	¥80,073 /月
5	¥920 /日	¥1,360 /日	¥370 /日	¥82,150 /月

第3段階① 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計(課税年金+非課税年金)80万を超え、課税年金の総額が120万円未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 /日	¥650 /日	¥370 /日	¥51,646 /月
2	¥714 /日	¥650 /日	¥370 /日	¥53,754 /月
3	¥785 /日	¥650 /日	¥370 /日	¥55,955 /月
4	¥853 /日	¥650 /日	¥370 /日	¥58,063 /月
5	¥920 /日	¥650 /日	¥370 /日	¥60,140 /月

第2段階 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計(課税年金+非課税年金)80万未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 /日	¥390 /日	¥370 /日	¥43,586 /月
2	¥714 /日	¥390 /日	¥370 /日	¥45,694 /月
3	¥785 /日	¥390 /日	¥370 /日	¥47,895 /月
4	¥853 /日	¥390 /日	¥370 /日	¥50,003 /月
5	¥920 /日	¥390 /日	¥370 /日	¥52,080 /月

第1段階 住民税非課税で高齢福祉年金の受給者、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥29,326 /月
2	¥714 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥31,434 /月
3	¥785 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥33,635 /月
4	¥853 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥35,743 /月
5	¥920 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥37,820 /月

■非課税年金…遺族年金、障害者年金など 詳細はご相談下さい。■上記料金にオムツ代・洗濯代・水光熱費は含まれます。

■「介護サービス費」には『個別機能訓練加算Ⅰ(1日12円)』、『夜勤職員配置加算(1日13円)』

『看護職員体制加算Ⅰ(1日4円)』『看護職員体制加算Ⅱ(1日8円)』『日常生活継続支援加算(1日36円)』が含まれます。

■利用中の入院、外泊時には、1日246円加算されます。(1ヵ月に6日以内)

■入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後再び施設利用された場合に1日30円加算されます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して8.3%の額が介護職員処遇改善加算Ⅰとして上乗せされます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して2.7%の額が介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして上乗せされます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して1.6%の額が介護職員等ベースアップ等支援加算として上乗せされます。

■療養食を提供する場合、1食6円加算されます。(対象者のみ) ■安全対策体制加算 入所時に20円

■科学的介護推進体制加算Ⅱ…月50円が加算されます。■個別機能訓練加算Ⅱ(1ヶ月20円)

■施設で終末期の介護を受けた場合には死亡日に1,280円、その前・前々日に680円、3日前から30日前まで1日144円、45日前から31日前まで72円加算されます。(該当者のみ) ■ADL維持等加算Ⅰ月30円 またはADL維持等加算Ⅱ 月60円いずれかを算定

■上記の料金以外に理髪代、補助食品代、身の回り品代、医療費負担金等が利用の状況に合わせて加算されます。

お問い合わせ

〒068-1195

石狩郡新篠津村第45線北12番地

TEL 0126-57-2730

FAX 0126-57-2732

社会福祉法人 新篠津福祉会

特別養護老人ホーム

新篠津福祉園